

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：34301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2015

課題番号：26770016

研究課題名(和文) 依存に関する責任帰属を評価するための概念的基盤の構築

研究課題名(英文) Reconstruction of a Conceptual Schema to Ascribe Responsibility to Addicts Properly

研究代表者

佐々木 拓 (SASAKI, Taku)

大谷大学・文学部・助教

研究者番号：70723386

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 800,000円

研究成果の概要(和文)：依存症患者の依存行動に限定して責任を免除するという部分的帰責の問題は、依存症の脳神経科学倫理学における最重要課題のひとつである。本研究で目指したのは、現在続々と公表されている依存症の脳神経科学的理解をサーベイし、それと従来の責任理論をつき合わせることで、部分的帰責を可能にする現実的な責任の捉え方を示すことである。

得られた知見は次の2点である。(1)部分的帰責のためには、人間の責任能力を、行為一般に共通して行使される全般的な能力と、個別の課題に限定的にはたらく局所的能力に区分することが必要であること。(2)帰責には規範的な人間像が必要で、脳神経科学的知見はそれを崩すことで免責に寄与すること。

研究成果の概要(英文)：Exempting addicts from moral responsibility for their addictive behavior is one of the most serious problems in addiction neuroethics. My purpose is to show a realistic way of thinking to evaluate responsibility ascription to addicts. To achieve this, I surveyed recent research on addiction neuroscience first of all. I then picked up main features of addiction from the results and assessed them in terms of ethical responsibility theories.

There are two conclusions from my research. The first is that we should distinguish two kinds of responsibility related competence: the global one which we generally exercise in all our action, and the local one which we exert at the particular, special situation. The other is that we need some kind of normative ideal of "person" to attribute people responsibility and that the role of neuroscientific understanding of addiction in responsibility ascription is to exempt addicts by breaking that ideal.

研究分野：哲学・倫理学 / 倫理学

 キーワード：依存症 責任 部分的責任帰属 行為者性 依存症の脳神経科学倫理 規範的統制原理適用可能性ア
 プローチ 全般的な能力 局所的能力

1. 研究開始当初の背景

21世紀に入ってから急速に発展した脳神経科学の影響を受け、依存症についても、脳神経科学的理解が進展し、その見方が大きく変化しつつある。その一方で、依存症がもたらす社会的コストを減少させるべく、依存症患者の責任を軽減しようという社会的な動向も世界のいくつかの地域では生じてきた。その中で、従来の、主として自由意志問題の中で扱われてきた責任理論は、現実的なこの問題にほとんど対応できていなかった。特に、依存症患者に一定の責任能力をみとめつつも、依存行動に限り責任を免除・軽減しようという、「部分的帰責」の問題に対しては、アプローチすら困難な状況であった。というのも、従来の理論では責任能力を自由意志や合理性、理由反応性などの「ある」か「ない」かの二者択一的な能力に求めており、それが部分的に制限される(と同時に部分的に発揮される)という発想をもたなかったためである。

その中で、英米では最新の実験科学の知見を活用して、依存症の責任や行為者性の問題を脳神経科学の観点から分析するアプローチが始まるも、研究開始当初では、その成果はまだ学会レベルでしか公表されていなかった。対して、わが国は、依存症の脳神経科学研究では世界のトップレベルでありながら、実践的な責任論・自由意志論研究をしている研究者は希少という状況にある。

わが国では、依存症の理解がまだ旧態然としており、患者への社会的偏見が患者の治療へのアクセスを妨げている状況にある。この状況を変化させるためには、依存症の最新の理解と、新しい責任の考え方が必要である。そこで、本研究では、まず部分的帰責を可能にするような責任の捉え方を提示することで、依存症問題の解決に寄与しようと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、依存症患者の依存行動に対する責任の部分的免除を論じるための概念枠組を構築することである。具体的な目的は以下の2つである。

(1) 脳神経科学および実験哲学において想定されている依存症理解と責任条件の同定

(2) 「全般的能力と局所的能力の区分」によるアプローチの妥当性の検証

この2つの目的はさらに4つの下位課題によって達成される。

依存症のもつ脳神経科学的特徴の責任論的意味の同定。

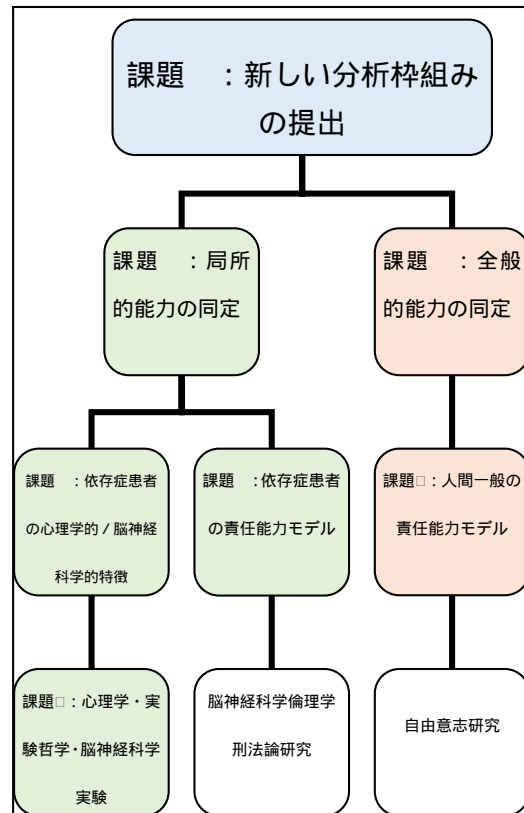
責任の部分的帰属を論じるための新しい分析枠組の提出。

依存症の特徴と局所的能力の関係の解明。
依存症を論じるに適切な全般的能力の同定。

3. 研究の方法

本研究の主たる方法は文献研究である。本研究の最終目的は「依存症患者への部分的帰責を説明するための概念枠組みの提出」であるが、先に述べたように、目標に至るための下位課題を設定している。この目的、課題は次の図のように関係している。

図1



最終的な目的は の責任に関する新しい分析枠組みの提出であるが、これをするためにはまず、依存症についてなされた、心理学や実験哲学、脳神経科学の研究をサーベイし、そのなかでどのような心理学的、もしくは器質的特徴が依存症の本質を構成しているかを確認する必要がある。これが下位課題 である。

本研究では従来責任論とあまり関係づけられなかった「意志の力」に関する実験心理学の論文や、依存症に関する薬学、生理学、脳神経科学の文献をサーベイすることでこの課題を遂行した。

しかしながら依存症患者の中心的な特徴をつかむだけでは責任問題は解決しないため、さまざまな特徴の中から責任に関わるものを抽出し、さらには適切な責任能力と呼べるものを同定しなければならない。これが下位課題 であるが、これを行うには、従来の自由意志論および責任論において、どのような行動が真正な責任の問える「行為」であるかを確認しなければならない。この点については研究代表者にはこれまでの知見が十分

にあったが、研究期間中に公刊された責任論および依存症の脳神経科学倫理の文献のサーベイを行うことで、補完した。

そしてこれら2つのサーベイ結果を突き合わせることで、下位課題の依存症に特化した責任能力の導出が達成される。これにより、課題とが達成されるので、研究の第一目的(1)「脳神経科学および実験哲学において想定されている依存症理解と責任条件の同定」が達成されることとなる。

とはいえ、依存症患者の責任能力を調査するだけでは部分的帰責の説明はできない。というのは、部分的帰責のためには依存症患者から部分的な責任を免除するための、局所的能力の欠如だけでなく、患者にその他の行為の責任を帰属する全般的能力の同定が必要だからである。これには既存の責任理論が利用可能と考えられたが、依存症の局所的能力とある程度対応したものでなければならない。そこで、本研究では目的(1)の成果に基づいて、仮説的理論を構築し、研究会、学会、講演会での発表を通じて、提示した責任能力がわれわれの実感と一致するかどうかを検討した。研究会や講演会では、哲学、倫理学の研究者以外にも、社会心理学者や法学者、脳神経科学者とも交流がもて、多面的な視点から人間のもつ一般的な責任能力を検討することができた。

4. 研究成果

本研究ではほぼ計画通りに成果を出すことができた。以下では先に挙げた目的区分に応じて成果を説明する。

(1) 本研究課題の1つめの目標は「脳神経科学および実験哲学において想定されている依存症理解と責任条件の同定」であった。サーベイの結果、現在の脳神経科学では依存行動を説明する際に次の3つの能力が注目されていることが明らかになった。すなわち、第一に、欲求の制御に関する能力であり、第二に学習と予測の能力であり、第三に帰結としてえられる快楽の評価の能力である。バリッジとロビンソンによれば、この能力はさらに意識的過程と無意識的過程に区別される。結果、6つの要因が依存行動の主な特徴として扱いうることになる。

脳神経科学倫理においても、これに対応して責任理論を構築する研究者が現れている。例えば、チャーチランドとスーラーや、ヤッフエは無意識的学習能力に注目し、それを責任能力としている。また、レヴィは欲求制御についての意識的なコントロールを重視し、自己制御資源を用いた自我消耗モデルを提出している。

これらの依存症の実験心理学的説明や、それに基づいた脳神経科学倫理における責任理論の検討から得られた一般的な知見は以下の2点である。

依存症患者への部分的帰属を説明するためには、責任能力を依存行動を含めた行

動一般に関わる全般的能力と、依存行動の制御に限定的に関わる局所的能力とに区分する必要があること。

実験心理学の知見や脳神経科学倫理の理論の多くは大半が依存症のメカニズムの説明を主眼としており、そのために依存症の特徴と責任能力の欠如との関係が十分に説明されていない。また、これらで想定されている心理的能力の多くが全般的能力に該当するため、結果として部分的帰責を説明できない。

以上の知見は、現状では、部分的帰責を説明するためには、責任能力の区分という本研究のモデル以外には見込みのある代替案がないことを示すと同時に、本研究の目論見が正しかったことを示していると言えよう。少なくとも、実験心理学の知見の利用という、現状の脳神経科学倫理のアプローチはそれだけでは十全ではなく、依存症患者に見られる特定の能力の欠如に対して、倫理的責任論による根拠づけが必要だということは十分に主張できる。

(2) 本研究課題の2つめの目標は、「『全般的能力と局所的能力の区分』によるアプローチの妥当性の検証」であった。上で述べたように、脳神経科学倫理のサーベイにより、本アプローチの見込みが非常に高いことが示された。また、このアプローチの実装を検討する中で、次の2つの知見が得られた。

本アプローチを実装するためには、責任のメタ理論が必要であること。これについて本研究では、仮説として「規範的統制原理適用可能性アプローチ」を提示した。これは、従来の責任条件として考えられていた能力を統制的原理と読み替え、そのような能力をもった人間像を自他に投影することにより、責任帰属を説明するという考えである。われわれは他者との交流の中で自他に一定の能力と役割を期待するが、その期待する「人間像」こそがここで規範的統制原理と呼ぶものである。われわれはこの人間像の帰属によって普段は自他に責任を問い、逆に帰属の不可能性が責任の免除を説明する。依存症の場合、依存行動の特定のパターンと、それを説明する脳神経科学的知見が、人間像の帰属を不可能にすると予想される。もしこの読みが正しければ、われわれが特に重度の依存症患者に対して、部分的に責任を免除することが可能になるだろう。というのは、依存症患者のコントロールが依存行動に限定的に失われることが示されれば、その部分に限って、われわれが規範的「人間像」の適用を差し控えることが可能になるだろうからである。

上記の考察の結果として、従来全般的能力として考察されてきた自由意思

や合理性、理由反応性といった従来の責任能力は、依存症の責任実践においては局所的能力として扱われるべきだという点が明らかになった。依存症を理解する際に、「あるべき人間像」にわれわれが欠けていると感じているのは、日常的な行動ではそれほど重視されないが、特殊な選択を迫られる場面で発揮される能力でなければならない。かつ、その能力はわれわれの従来の責任観に根ざしたものである必要がある。これらの点を勘案するならば、伝統的な従来の責任条件を局所的なものとして読み替えるのが最も妥当だという結論に至った。

以上の知見は、日本倫理学会および関西倫理学会の学会誌において公表した。そのうち、前者の『倫理学年報』第 64 号に掲載された論文「依存行動への責任を限定する：レヴィの自我消耗仮説と規範的統制原理の適用可能性」は、南山大学の社会倫理研究所から第 9 回社会倫理研究奨励賞を受賞した。これは、本研究の成果が単に学術的に評価されただけでなく、一定の現実性を認められ、今後の研究の社会的貢献度を評価された結果だと言える。

参考文献

- ・ Berridge, K. C., & Robinson, T. E. 2011. Drug Addiction as Incentive Sensitization (in Poland and Graham 2011: 22-53)
- ・ Churchland, P. and Sulzer, C. L. 2014. Agency and Control: The Subcortical Role in Good Decisions (Sinnott-Armstrong 2014: 309-325)
- ・ Levy, Neil 2011. Addiction, Responsibility, and Ego Depletion (in Poland and Graham. 2011: 89-111)
- ・ Poland, J. and Graham, G. ed. 2011. *Addiction and Responsibility*. MIT Press
- ・ Sinnott-Armstrong, W. ed. 2014. *Moral Psychology: Free Will and Moral Responsibility*. A Bradford Book
- ・ Yaffe, G. 2011. Lowering the Bar for Addicts (Poland and Graham 2011: 113-138)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- 佐々木 拓、依存症と自由意志：統制的原理適用可能性アプローチからの検討、倫理学研究、査読有、第 46 号、2016 年 6 月出版予定
- 佐々木 拓、第 9 回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿「依存行動への責任を限定する—レヴィの自我消耗仮説と規範的統制原理の適用可能性」、時報しゃりんけん、査読無、第 9 号、2016 年 6 月出版予定、pp.6 - 9
- 佐々木 拓、依存行動への責任を限定す

る：レヴィの自我消耗仮説と規範的統制原理の適用可能性、倫理学年報、査読有、第 64 号、2015、pp. 189 - 202

〔学会発表〕(計 7 件)

- 佐々木 拓、依存症研究のために倫理学ができること 依存症理解における規範的統制原理の重要性、第 9 回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演会、南山大学(愛知県・名古屋市)、2016 年、3 月 14 日
- 佐々木 拓、責任帰属に必要なコントロールとは何か 依存症事例を手掛かりに、日本倫理学会第 66 回大会、熊本大学(熊本県・熊本市)、2015 年 10 月 4 日
- 佐々木 拓、行動制御の失敗という観点から依存行動を考える：依存症におけるコントロールと行為者性、応用哲学会第 7 回年次大会、東北大学(宮城県・仙台市)、2015 年 4 月 26 日
- 佐々木 拓、依存症：二種類のコントロールと二重の行為者性、道徳心理学コロキウム第 6 回ワークショップ「依存：その心理と倫理」、東京大学(東京都・目黒区)、2015 年 2 月 23 日
- 佐々木 拓、依存症と自由意志：統制的原理適用可能性アプローチからの検討、関西倫理学会 2014 年度大会、大阪教育大学(大阪府・柏原市)、2014 年 11 月 8 日
- 佐々木 拓、How to evaluate addicts as partially responsible: Free will as a regulative ideal, The 9th International Conference on Applied Ethics, Hokkaido University (Sapporo City, Japan), November 1st, 2014
- 佐々木 拓、ロボットにはなぜ責任が帰属できないのか、日本哲学会第 73 回大会 公募ワークショップ、北海道大学(北海道・札幌市)、2014 年 6 月 29 日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

- 佐々木 拓 (SASAKI, Taku)
- 大谷大学・文学部・助教
- 研究者番号：70723386